

1-9. 那覇市議会オンラインを活用した委員会開催要綱

令和 5 年 7 月 14 日
議 長 決 裁

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、那覇市議会委員会条例(昭和 47 年那覇市条例第 83 号。以下「条例」という。)第 15 条の 2 第 4 項の規定に基づき、オンラインによる方法での委員会(以下、「オンライン委員会」という。)の開会方法、運営その他必要な事項を定めるものとする。

(開会の手順)

第 2 条 委員長は、条例第 15 条の 2 第 1 項に規定する要件に該当する状況であると認めるときに、委員に対して、原則として委員会開会日の前日(その日が那覇市の休日を定める条例(平成 3 年那覇市条例第 33 号)第 1 条第 1 項に規定する本市の休日(以下「本市の休日」という。))に当たるときは、その日前において最も近い本市の休日でない日をいう。以下同じ。)までに、オンライン委員会を開くことを周知する。この場合において、複数の委員会がオンライン委員会を開くときは、あらかじめ当該委員会の委員長間で開会時間の調整等を行うものとする。

- 2 委員は、オンライン委員会に出席することを希望するときは、原則として委員会開会日の前日までに、別紙により委員長に届け出るものとする。
- 3 委員長は、前項の規定による委員からの届出を受けたときは、速やかに、オンライン委員会の開会を決定するものとする。
- 4 委員長は、前項の決定をしたときは、委員に対し、速やかにその旨を通知しなければならない。
- 5 第 1 項の規定にかかわらず、委員は、原則として、委員会の開会場所に参集するものとする。

(オンライン出席委員の責務等)

第 3 条 前条第 2 項の届出によりオンライン委員会に出席する委員(以下「オンライン出席委員」という。)は、委員会の開会場所に参集するときと同様の環境を確保するため、常に映像と音声の送受信により委員会への出席に支障のないようにするとともに、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 情報セキュリティ対策を適切に講じること。

(2) オンライン出席委員が現にいる場所には、当該委員以外の者を出入りさせないこと。

(3) 委員会に関係しない映像又は音声等が入り込まないようにすること。

2 オンライン出席委員は、当日の開会時刻 30 分前までに、議会事務局との間で通信環境が良好であることを確認するものとする。

(オンライン出席委員の取扱い)

第 4 条 委員長は、オンライン出席委員について、当該委員の映像及び音声の確認ができるときに限り、条例第 15 条の 2 第 3 項の規定により、委員会に出席したものとみなすものとする。

2 オンライン出席委員について、映像及び音声のいずれか一方又は両方の確認ができなくなったときは、その時点から、当該オンライン出席委員は退席したものとみなす。

3 前項の規定によりオンライン出席委員が退席したとみなされたことによりオンライン委員会の定足数を欠いたときは、委員長は、休憩を宣告し、当該退席したものとみなされた委員に対し、通信環境の改善を促すものとする。

4 委員長は、通信環境の不具合等が生じた場合は、議会事務局の職員に命じて通信環境の改善を図るとともに議事の進行に関して適宜対処する。

(表決の方法等)

第 5 条 オンライン委員会における表決は、委員会の開会場所に参集した委員及びオンライン出席委員に同時に行うものとする。

2 事件等について異議の有無を諮るときは、委員会の開会場所に参集した委員及びオンライン出席委員に同時に行うものとする。

3 表決宣告の際、前条第 1 項の状態が確認できないオンライン出席委員は、表決に加わることができない。

4 投票による表決は、オンライン委員会においては行うことができない。

5 オンライン委員会における選挙は、指名推選の方法で行うときのみ行うことができる。

(委員長の権限等)

第 6 条 委員長は、オンライン出席委員に対して、条例第 22 条第 2 項の規定により発言を禁止するときは、音声の送受信を停止するものとし、退場させるときは、映像及び音声の送受信を停止するものとする。

2 委員長は、オンライン出席委員の質疑の際に、通信環境の悪化等により質疑

できないときは、次の発言順序の委員に質疑させるものとし、その後、オンライン出席委員の通信環境が改善されたときは、当該オンライン出席委員に質疑させる等、適宜対処するものとする。

- 3 委員長がオンラインにより出席するときは、副委員長が委員長の職務を行うものとし、委員長及び副委員長がともにオンライン出席するときは、委員会の開会場所に参集した年長の委員が委員長の職務を行うものとする。

(除斥及び退席)

第 7 条 条例第 18 条第 1 項の規定により除斥の対象となる者が、オンライン出席委員であるときは、委員長は、その議事の際、当該オンライン出席委員の映像及び音声の送受信を停止するものとする。ただし、オンライン出席委員が同項ただし書の規定による発言を同条第 2 項の規定によりオンラインによる方法で行うときは、この限りではない。

- 2 オンライン出席委員は、委員会を退席するときは、自ら映像及び音声の送受信を停止するものとする。

(議案、文書による動議、資料等の取扱い)

第 8 条 オンライン出席委員は、原則として会議資料ファイリングシステム等により、委員会の資料を取得するものとする。

- 2 オンライン出席委員が、委員長の許可を受け資料を掲示するときは、本人の映像を妨げることがないように資料を画面上に表示させるものとする。

(委員以外の出席)

第 9 条 委員以外がオンライン委員会に出席する場合は、原則として委員の規定を準用する。

(委員会記録)

第 10 条 オンライン委員会について記録する委員会記録には、オンライン出席委員がオンラインによる方法で委員会に参加した旨を記載するものとする。

(準用)

第 11 条 この要綱の規定は、那覇市議会会議規則(昭和 47 年那覇市議会規則第 3 号)第 167 条の規定により、同規則第 166 条第 1 項の協議等の場をオンラインによる方法で開く場合について準用する。

(委任)

第 12 条 この要綱に定めるもののほか、オンライン委員会の運営に関し必要な事項は、議長が那覇市議会会議規則別表の那覇市議会正副委員長会議に諮って定める。

(補則)

第 13 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、議長が定める。

付 則

この要綱は、令和 5 年 7 月 14 日から施行する。

【制定理由】

令和 5 年 7 月 14 日公布の「那覇市議会委員会条例の一部を改正する条例」(令和 5 年条例第 31 号・7 月 14 日施行)において新設された第 15 条の 2 の規定により、新型コロナウイルス感染症その他重大な感染症のまん延又は災害等の発生等により委員が委員会の開会場所に参集することが困難と認めるときは、オンラインによる方法で委員会を開くことが可能となったことから、その開催に当たり必要となる事項を定めた。